**平成２４年（フ）第８８７１号**
埼玉県さいたま市中央区上落合３丁目１－29－201
破産者　古川　高志
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８８７２号**
東京都国立市谷保6795－10マロンヴィラ国立Ａ－102
破産者　金澤　郷司
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８８７９号**
神奈川県川崎市宮前区宮崎１丁目１－４－401
破産者　宮本　二郎
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８９６４号**
東京都港区芝浦４丁目22－１－1915
破産者　柳沼　　毅
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８９７６号**
東京都豊島区東池袋４丁目２－７－602
破産者　瀧澤　貴子（旧姓澤）
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８９８５号**
東京都練馬区貫井４丁目25－20－202
破産者　西村　荘三
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８９８６号**
東京都練馬区貫井４丁目25－20－202
破産者　黒川　京子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９０３５号**
東京都練馬区豊玉北４丁目17－２－402
破産者　中島　次子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９０４４号**
東京都昭島市上川原町２丁目22－２－309
破産者　山口　春雄
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９０４８号**
神奈川県大和市代官１丁目６－15－502
破産者　吉岡　幸男
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９０８４号**
東京都江東区北砂４丁目31－４－101
破産者　塚元　律子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２２号**
福島県いわき市泉町本谷字作123番地
破産者　株式会社東北鉄骨
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２４年（フ）第８４号**
最後の住所茨城県日立市田尻町１丁目45番８号
破産者　亡鈴木忍相続財産
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第１４３３号**
さいたま市大宮区天沼町２丁目150番地４
破産者　阿部　政夫
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６３３号**
千葉県船橋市二和東５丁目35番７号
破産者　有限会社三立ドレス
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６２号**
千葉県野田市春日町３番地の３　春日レジデンスⅡ302、居所山口県美祢市豊田前町麻生下10　美祢社会復帰促進センター
破産者　松下　直大
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１７８号**
東京都世田谷区松原１丁目58番20号　光荘105、申立時の住所千葉県松戸市下矢切129番地の３　タクトハウス101号
破産者　藤掛　　章
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３９５号**
千葉県松戸市紙敷１丁目13番地の１　グランディオーズ松飛台801号
破産者　窪田奈緒美（旧姓森）
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第６０４９号**
埼玉県草加市氷川町1474－１
破産者　大石　健三
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９６６２号**
東京都葛飾区亀有５丁目38－11－301
破産者　三浦　静夫
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第７０９９号**
東京都大田区多摩川２丁目５－１－210
破産者　玉井　義輝
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４４２７号**
大阪市淀川区野中北１丁目４番17号
破産者　株式会社松尾電装
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部